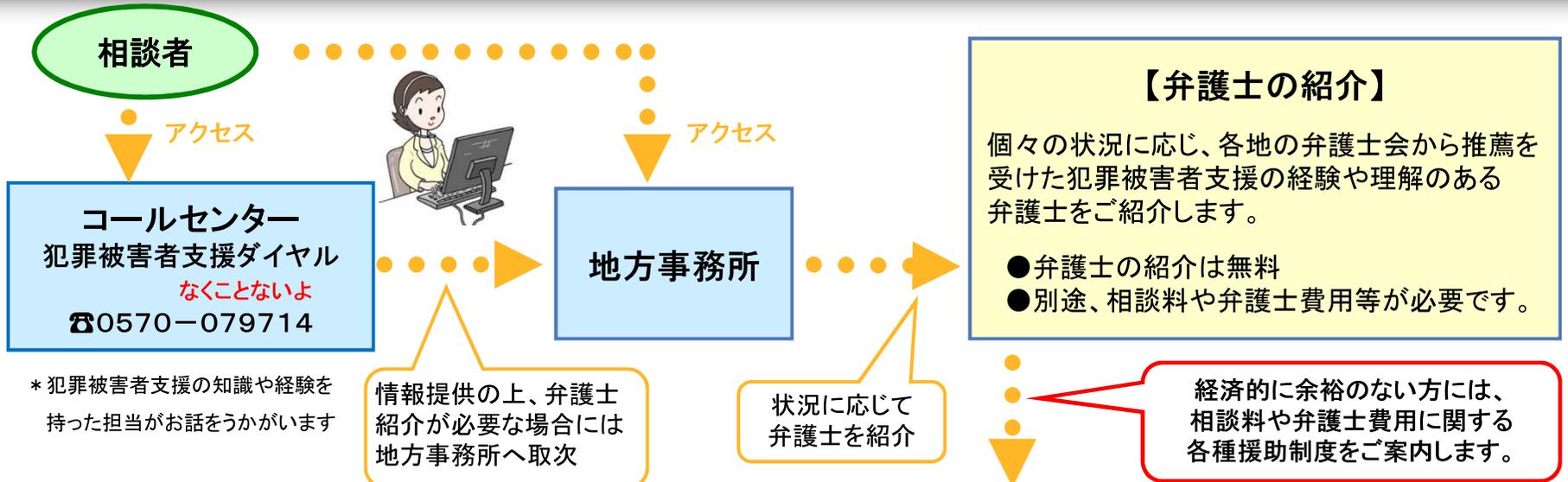


法テラスが行う犯罪被害者支援 情報提供～弁護士紹介～弁護士費用援助

法テラスでは、個々の状況に応じ、弁護士をご紹介しています。また、経済的に余裕のない方も弁護士による支援を受けられるよう、法テラスの各種援助制度をご案内します。



* 犯罪被害者支援の知識や経験を持った担当がお話をうかがいます

情報提供の上、弁護士紹介が必要な場合には地方事務所へ取次

状況に応じて弁護士を紹介

弁護士費用に関する援助制度のご案内

※ 利用には、それぞれ一定の要件等がありますので、詳しくは法テラスまでお問い合わせください。

DV等被害者法律相談援助制度	被害者参加人のための国選弁護制度	民事法律扶助制度	日弁連委託援助制度	
<p>(民事手続/刑事手続/行政手続)</p> <p>DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を行います。一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(税込5,500円)をご負担いただきます。</p>	<p>(刑事手続)</p> <p>一定の事件の被害者やご家族の方などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方(被害者参加人)の援助を行う弁護士(被害者参加弁護士)の費用等を国が負担する制度です。</p>	<p>(民事裁判等手続)</p> <p>民事裁判等手続に関して、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行います。</p> <p>(例)・損害賠償命令制度の利用 ・損害賠償請求(訴訟等) ・保護命令申立て など</p>	<p>犯罪被害者法律援助(刑事手続/行政手続)</p> <p>殺人・傷害・性犯罪・ストーカー等の被害者やご家族の方などを対象に、刑事手続・少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行います。</p> <p>(例)・被害届提出 ・マスコミ対応 ・少年審判傍聴付添 等</p>	<p>子どもに対する法律援助(行政手続/法的手続)</p> <p>児童虐待その他の事由により人権救済を必要としており、親等からの協力を得られない子どもを対象に、行政手続、訴訟等に関する援助を行います。</p> <p>(例)・行政機関(児童相談所等)や施設との交渉代理 ・訴訟代理 等</p>

法テラスの犯罪被害者支援に関する経済的援助制度の全体像

法テラスの弁護士費用等に関する複数の援助制度を連携することにより、一連の事件の流れに即した被害者の方への法的援助が可能となります。

